

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○児童発達支援（児童発達支援センターを除く）

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 障害児の数が10人まで 2人以上 2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※現在の利用者数が11～15人→3人以上、16～20人→4人以上と必要人員数が増える ・ 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができるが、半数以上が児童指導員又は保育士であることを要する。
		※定員超過した場合も、減算の対象か否かに関わらず、上記の人員が必要となる	
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
		機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアを行う場合に置く ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させることで医療的ケアを行う等の方法が取られていれば、看護職員を置かないことができる 	
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 		

	<p>※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上の配置を要する</p> <p>①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は、置かないことができる）、⑤児童発達支援管理責任者</p>	
設備基準	指導訓練室	・訓練に必要な機械器具等を備えること
	その他サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること	

○児童発達支援センター

人員基準	従業者	嘱託医	・ 1人以上
		児童指導員又は保育士	・ 総数が概ね障害児の数を4で除した数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を含めることができるが、半数以上が児童指導員又は保育士であることを要する。 ・ 児童指導員 1人以上 ・ 保育士 1人以上
		栄養士	・ 1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
		調理員	・ 1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
		児童発達支援管理責任者	・ 1人以上
		機能訓練担当職員	・ 機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	・ 医療的ケアを行う場合に置く ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させることで医療的ケアを行う等の方法が取られていれば、看護職員を置かないことができる
		管理者	・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

※主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置すること

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、従業者とは別に「看護職員」「機能訓練担当職員」を各々1人以上配置すること

設備基準	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員はおおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
	屋外遊技場、医務室、相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
	調理室、便所	
	静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・主として知的障害のある児童を通わせる場合
	聴力検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・主として難聴児を通わせる場合
	その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を備えること	